

令和 6 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

目 次

	頁
議案第 65 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例……………	3
議案第 66 号 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例……………	9
議案第 67 号 堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリ テーションセンター条例の一部を改正する条例……………	13
議案第 68 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 69 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を 定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こ ども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例……………	17
議案第 70 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例……………	21
議案第 71 号 堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第 72 号 堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の区域内にお ける建築物の制限に関する条例……………	29
議案第 73 号 堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正 する条例……………	35
議案第 74 号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技 術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例……………	37
議案第 75 号 工事請負契約の締結について [大浜中学校長寿命化改修工事]……………	39
議案第 76 号 工事請負契約の締結について [東三国丘小学校施設整備工事]……………	45
議案第 77 号 工事請負契約の変更について [大浜高層建替住宅建設工事]……………	51
議案第 78 号 工事請負契約の変更について [堺消防署庁舎改修ほか工事]……………	53

議案第 79 号	物品の買入れについて [高規格救急自動車 4台]	55
議案第 80 号	物品の買入れについて [はしご水槽付消防ポンプ自動車 (15m級) 1台]	57
議案第 81 号	損害賠償の額の決定について.....	59
議案第 82 号	市道路線の認定について.....	61
議案第 83 号	大字中共有地処分について.....	75
報告第 4 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につい て	79
報告第 5 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について.....	85

令和6年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年5月23日

堺市長 永藤英機

- | | |
|----------|--|
| 議案第 65 号 | 堺市市税条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 66 号 | 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例 |
| 議案第 67 号 | 堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 68 号 | 堺市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 69 号 | 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 70 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 71 号 | 堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 72 号 | 堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 |
| 議案第 73 号 | 堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 74 号 | 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 75 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 76 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 77 号 | 工事請負契約の変更について |
| 議案第 78 号 | 工事請負契約の変更について |
| 議案第 79 号 | 物品の買入れについて |
| 議案第 80 号 | 物品の買入れについて |

議案第 81 号 損害賠償の額の決定について

議案第 82 号 市道路線の認定について

議案第 83 号 大字中共有地処分について

報告第 4 号 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第 5 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

第33条第1項中「令和5年法律第1号」を「令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。」に、「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改める。

第86条中「入湯税を」を削る。

第86条の2各号を次のように改める。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 一般公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき公衆浴場入浴料金の統制額が指定されているものをいう。）において入湯する者
- (3) 法第292条第1項第10号の障害者
- (4) 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）として1,000円未満の額を負担するもの
- (5) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他学校教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該行事における引率者若しくは介添者
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設若しくは社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設で市長が適当と認めるものにおいて入湯する者

第86条の3中「税率は」の次に「、次の各号に掲げる区分に応じ」を、「1日」の次に「（宿泊を伴う場合にあっては、1泊をもって1日とする。）」を加え、「75

円」を「当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 宿泊を伴う入湯 150円

(2) 宿泊を伴わない入湯 75円

第86条の6中「の経営者」を「を経営しようとする者」に改め、同条に後段として次のように加える。

申告した事項に異動があった場合においては、速やかにその旨を申告しなければならない。

第86条の7の見出し中「記載義務」を「記載義務等」に改め、同条中「入湯料金」を「入湯に係る料金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入湯税の特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに区分して作成し、第86条の5第3項に規定する納期限の翌日から起算して7年を経過する日までこれを保存しなければならない。

附則第2条の3を削る。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第3項中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第4項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第8項を削り、同条第7項中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法附則第15条第25項第3号イからハまで」を「令和6年新法附則第15条第25項第4号イからハまで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法附則第15条第25項第2号イからハまで」を「令和6年新法附則第15条第25項第3号イからハまで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第3条の2第9項中「令和5年新法附則第15条第33項」を「令和6年新法附則第15条第32項」に改め、同条に次の1項を加える。

10 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された令和6年新法附則第15条第38項に規定する政令で定める滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第3条の2の2及び附則第3条の2の3中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改める。

附則第3条の3の2中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改める。

附則第3条の4中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第3条の5中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める。

附則第3条の5の2中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改める。

附則第3条の6に次の1項を加える。

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、申告期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第3条の7中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第3条の10中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改める。

附則第5条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）」を「令和6年改正法」に改める。

附則第11条第1項中「固定資産税」の次に「及び都市計画税」を加える。

（堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成19年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新法信託」の次に「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第

号) 附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第86条から第86条の3まで、第86条の6及び第86条の7の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 令和7年4月1日

(2) 第2条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。第3項において「改正法」という。）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

6 新条例第86条の2及び第86条の3の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。次項において「施行日以後の入湯」という。）に対して入湯客に課する入湯税について適用し、施行日前の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を含む。次項において「施行日前の

入湯」という。) に対して入湯客に課する入湯税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第 86 条の 7 第 2 項の規定は、施行日以後の入湯に係る帳簿について適用し、施行日前の入湯に係る帳簿については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 8 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 3 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

堺市市税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。
- (2) 税負担の均衡等を図るため、入湯税に係る税率及び課税免除に係る規定を見直すこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日（以下「公布日」という。）から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 1 (1)のうち堺市市税条例の一部を改正する条例（平成 19 年条例第 21 号）に係る改正規定 改正法附則第 1 条第 10 号に掲げる規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）
- (2) 1 (2)に係る改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を 廃止する条例

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和 2 年条例第 4 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 1 3 条第 1 項の規定による許可の申請又は旧条例第 1 5 条第 2 項の規定による変更許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 9 条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第 1 1 条第 3 項、第 1 4 条第 1 項、第 1 5 条第 5 項、第 1 6 条から第 2 3 条まで、第 2 4 条（休止に係る部分を除く。）、第 2 5 条、第 2 6 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 2 7 条、第 2 8 条、第 3 0 条、第 3 1 条並びに第 3 5 条から第 3 8 条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第 2 6 条第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで又は第 2 7 条第 1 項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を 2 月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して 2 月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第 2 9 条第 1 項の規定による届出（旧条例第 2 条第 1 項に規定する土砂埋立て等のうち、これを行う土地の区域の外への搬出を目的として行われるものに係る届出を除く。）をしている者に関する旧条例第 2 9 条第 4 項において

読み替えて準用する旧条例第15条第5項、第16条（第2項を除く。）、第18条第1項、第19条、第21条第3項及び第4項、第22条、第24条第1項（休止に係る部分を除く。）、第26条第1項及び第5項、第28条、第30条並びに第31条並びに旧条例第35条から第37条までの規定の適用については、当該届出に係る土砂埋立て等の期間（以下「届出期間」という。）が満了する日までの間（施行日から届出期間が満了する日までに旧条例第29条第4項において読み替えて準用する旧条例第26条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は届出期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該届出に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は届出期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例第26条（同条第1項、第2項及び第5項を旧条例第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた者に係る旧条例第14条第1項第5号及び第6号、第21条第3項及び第4項（これらの規定を旧条例第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第35条第1項並びに第36条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例の 廃止について

1 廃止の理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の規定に基づき本市全域を宅地造成等工事規制区域に指定することに伴い、今後は、土砂埋立て等について、同法による全国一律の基準で包括的な規制が行われることとなることから、本市の区域内における土砂埋立て等の規制について定める本条例を廃止するものであること。

2 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日から施行するものであること。

堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こども リハビリテーションセンター条例の一部を改正す る条例

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第1条 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7号中「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「障害者支援法」を「障害者総合支援法」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第7号中「障害者支援法第5条第19項」を「障害者総合支援法第5条第20項」に改める。

第6条第3項中「障害者支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こども リハビリテーションセンター条例の一部改正につ いて

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、次の条例について規定の整備等を行うものであること。

(1) 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和 58 年条例第 17 号）

(2) 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成 5 年条例第 27 号）

2 施行期日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「及び第78条の4第6項（法第78条の12において準用する場合を含む。）」を「（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）」、第78条の4第6項及び第115条の2第4項」に、「及び」を「、並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市介護保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者の指定を受けることができることとされたことに伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、適用しない。
この場合において、第1条の規定による改正前の堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 第2条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第1条に規定する認定こども園において、子どもに対する教育及び

保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、同条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）の一部改正に伴い、堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）について、基準省令及び基準告示と同等の内容とする改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

（宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料）

第36条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

（1）法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

手数料	1件	723,600
		円以内において
		規則で定める額

（2）法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

1件	144,200
	円以内において
	規則で定める額

（3）法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可

申請手数料	1件	723,600
		円以内において
		規則で定める額

（4）法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料

1件	144,200
	円以内において
	規則で定める額

（5）法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査

（法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされる 工事に係るものを除く。）に係る検査申請手数料	1件	31,800円
		以内において規 則で定める額

第39条の2第2項に次の1号を加える。

- (9) 前項第8号に規定する事業者の指定更新申請と同項第23号に規定する事業者の指定更新申請とを同時に行う場合（これらの事業を同一の事業所において行う場合に限る。）

10,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく工事の変更許可申請手数料については、なお従前の例による。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の規定に基づき宅地造成等工事規制区域を指定することに伴い、当該区域内における宅地造成等の工事の許可等に関する事務に係る手数料を定めることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正により、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者の指定を受けることができることとされたことに伴い、当該指定を受けた指定居宅介護支援事業者が両事業に係る指定の更新申請を同時に行う場合における手数料を定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日から施行するものであること。

堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を 改正する条例

堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「令和4年改正前旧法」という。）第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内における令和4年改正前旧法第2条第2号に規定する宅地造成で切土又は盛土」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内における盛土規制法第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等（同条第1号に規定する宅地において行うものに限る。第7条第1項第5号において同じ。）で盛土又は切土」に改める。

第7条第1項中「令和4年改正前旧法第8条第1項」を「盛土規制法第12条第1項」に改め、同項第5号中「令和4年改正前旧法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内における宅地造成で切土又は盛土」を「盛土規制法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等で盛土又は切土」に改める。

第9条第1項中「令和4年改正前旧法第13条第1項」を「盛土規制法第17条第1項」に改める。

第25条第2項中「令和4年改正前旧法第14条第2項から第4項まで又は令和4年改正前旧法第17条第1項若しくは第2項」を「盛土規制法第20条第2項から第4項までの規定又は盛土規制法第23条第1項若しくは第2項」に、「開発区域」を「宅地造成等（盛土規制法第10条第1項に規定するものをいう。）を行う土地の区域」に改める。

第28条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の堺市開発行為等の手続に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定によりされた協議は、この条例による改正後の堺市開発行為等の手続に関する条例第7条第1項の規定によりされた協議とみなす。
- 3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりその規制についてなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事に係る旧条例第9条及び第25条の規定の適用については、なお従前の例による。

堺市開発行為等の手続に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の規定に基づき宅地造成等工事規制区域を指定することにより、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）に規定する経過措置期間が終了すること等に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和 6 年 7 月 1 日から施行するものであること。

堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の 区域内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画（令和6年告示第57号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限について必要な事項を定めるとともに、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の緑化率に関する制限について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めのない限り、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び都市緑地法に定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 工場

(2) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を含む。）

(3) 前2号に掲げる建築物内に設けられるものであつて、当該建築物の利用者のために供するもの又はその機能を補完するもの

(4) 地区施設Ⅲ（地区計画において定められているものをいう。以下同じ。）内に設けられる休憩所又は公衆便所

(5) 政令第130条の4又は第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物（以下単に「公益上必要な建築物」という。）

(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

(建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度)

第5条 適用区域内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の20以下でなければならない。

2 前項の延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分の床面積は、算入しない。

3 第1項の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫等部分（政令第2条第1項第4号イに規定するものをいう。次項第1号において同じ。）

(2) 備蓄倉庫部分（政令第2条第1項第4号ロに規定するものをいう。次項第2号において同じ。）

(3) 蓄電池設置部分（政令第2条第1項第4号ハに規定するものをいう。次項第3号において同じ。）

(4) 自家発電設備設置部分（政令第2条第1項第4号ニに規定するものをいう。次項第4号において同じ。）

(5) 貯水槽設置部分（政令第2条第1項第4号ホに規定するものをいう。次項第5号において同じ。）

(6) 宅配ボックス設置部分（政令第2条第1項第4号ヘに規定するものをいう。次項第6号において同じ。）

4 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第17条第3項の認定を受けた建築物に係る第1項の延べ面積には、同法第19条の政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度）

第6条 適用区域内においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の6（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の7）以下でなければならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第7条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、2,000平方メートル以上でなければならない。ただし、地区施設Ⅲ内の建築物又は公益上必要な建築物に供する敷地については、この限りでない。

（壁面の位置の制限）

第8条 適用区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2メートル以上でなければならない。ただし、地盤面下の部分については、この限りでない。

（建築物の高さの最高限度）

第9条 適用区域内においては、建築物の高さは、31メートル以下でなければならない。

（建築物の緑化率の最低限度）

第10条 適用区域内においては、建築物（地区施設Ⅲ内の建築物及び公益上必要な建築物を除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を100分の15以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、また同様とする。

（違反建築物に対する措置）

第11条 市長は、前条の規定に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第12条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、第10条に定める建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第5条、第6条、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後に、当該建築物の敷地面積を減少させることにより、同条の規定に違反することとなった場合にあっては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
- (4) 法第87条第2項の規定により建築物（同条第3項の建築物を除く。）の用途を変更する場合において準用される第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、当該違反が建築主の故意によるものであるときは、同号に規定する者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による命令に違反した者
 - (2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第12条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第7条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同条の規定は、適用しない。ただし、同条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の 区域内における建築物の制限に関する条例の制定 について

1 制定の趣旨及び内容

南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画（令和 6 年堺市告示第 5 7 号。以下「地区計画」という。）の実効性を担保するため、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 8 条の 2 第 1 項及び都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地等及び緑化率に関する制限について定めることとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 本条例の適用区域に関する事項
- (2) 建築物の用途の制限に関する事項
- (3) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する事項
- (4) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する事項
- (5) 建築物の敷地面積の最低限度に関する事項
- (6) 壁面の位置の制限に関する事項
- (7) 建築物の高さの最高限度に関する事項
- (8) 建築物の緑化率の最低限度に関する事項
- (9) 違反建築物に対する措置に関する事項
- (10) 報告及び立入検査に関する事項
- (11) 罰則に関する事項

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成20年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表堺市堺消防署の項位置の欄中「市之町西1丁1番27号」を「出島浜通1番1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市堺消防署を移転することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格 並びに水道技術管理者の資格に関する条例の 一部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格 並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜中学校長寿命化改修工事
- 2 工 事 概 要 長寿命化改修工事
24棟 昇降機棟増築 鉄骨造地上3階建 延べ面積 42.00㎡
外壁改修 工事対象延べ面積 約1,787㎡
内装改修 工事対象延べ面積 約1,787㎡
屋上防水改修 工事対象面積 約617㎡
32, 35棟 退避教室整備
屋外倉庫棟 倉庫新設 鉄骨造平屋建 延べ面積 8.90㎡
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市北区南花田町36番地1
大容建設株式会社
代表取締役 池田 功三
- 4 契 約 金 額 289,300,000 円
うち取引に係る消費税額等 26,300,000 円
- 5 仮契約の日 令和6年4月24日

工事請負契約の締結について

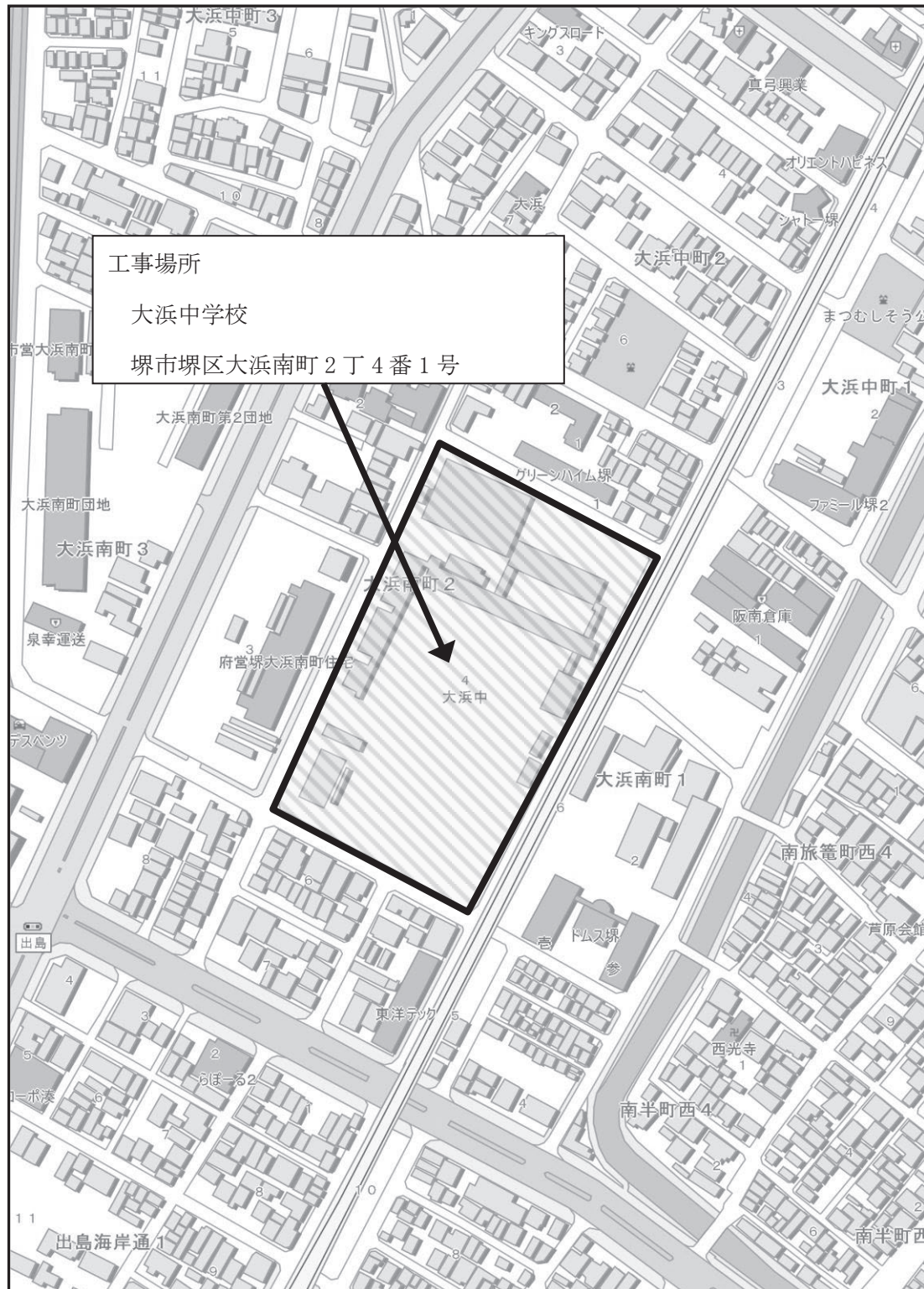
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和7年10月17日まで
- 3 入札執行日時 令和6年3月29日 午前10時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

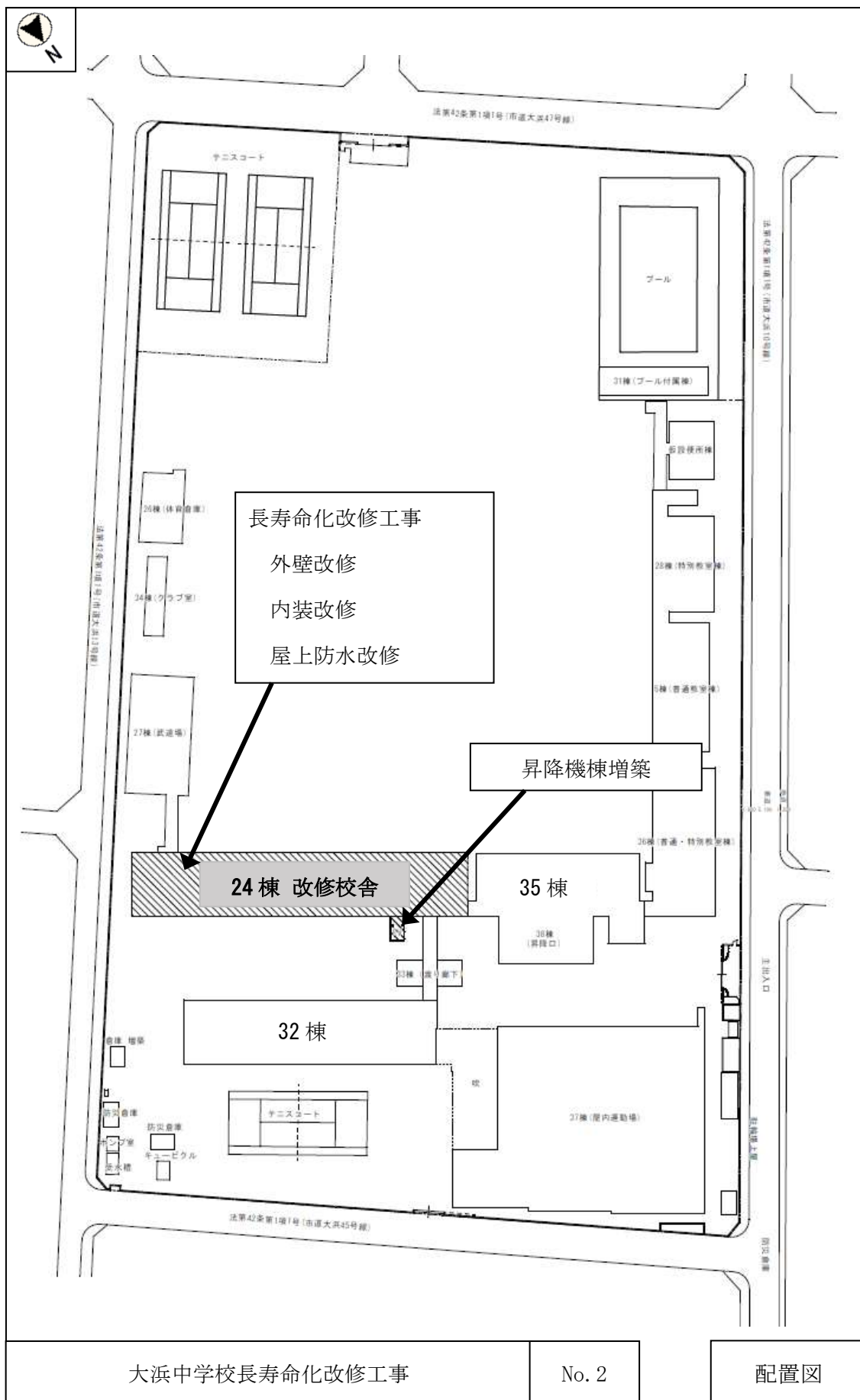
参 加 者	経 過	技術 評価点	第 1 回	評価値	備 考
建真・ニッチカ建設工事共同企業体		103.8	210,400,000	49.334	低入札価格調査の結果、落札者とならない
泉 宏 建 設 株 式 会 社		103.5	216,000,000	47.916	低入札価格調査の結果、落札者とならない
大 容 建 設 株 式 会 社		111	263,000,000	42.205	落札（低入札価格調査の結果）
株 式 会 社 国 誉		114	298,070,000	38.246	
株 式 会 社 イ ズ ミ ク ス		100.5	272,418,000	36.891	
株 式 会 社 大 森 工 務 店		111	302,600,000	36.682	
株 式 会 社 山 口 工 務 店		109	303,518,000	35.912	
株 式 会 社 益 田 組		107.5	314,000,000	34.235	
株 式 会 社 隆 栄 建 設			辞退		
堺 土 建 株 式 会 社			辞退		

(備考) 予定価格 299,331,000 円、調査基準価格 277,807,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



付近配置図



大浜中学校長寿命化改修工事

No. 2

配置図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 東三国丘小学校施設整備工事
- 2 工 事 概 要 施設整備工事
校舎解体 鉄筋コンクリート造地上3階建 延べ面積 3,995.00㎡
体育倉庫新築 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 45.00㎡
飼育小屋新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 19.20㎡
渡り廊下新築 鉄骨造平屋建 建築面積 7.38㎡
渡り廊下新築 鉄骨造平屋建 建築面積 12.20㎡
自転車置場新築 鉄骨造平屋建 建築面積 16.30㎡
警備ボックス新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 1.25㎡
南校舎棟改修
屋外附帯
電気、機械設備工事
- 3 契約の相手方 堺市西区浜寺船尾町西4丁539番地1
株式会社ユニオンテック
代表取締役 西原 健二
- 4 契 約 金 額 289,080,000 円
うち取引に係る消費税額等 26,280,000 円
- 5 仮契約の日 令和6年4月19日

工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 一般競争入札

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年1月30日まで

3 入札執行日時 令和6年3月15日 午前10時00分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

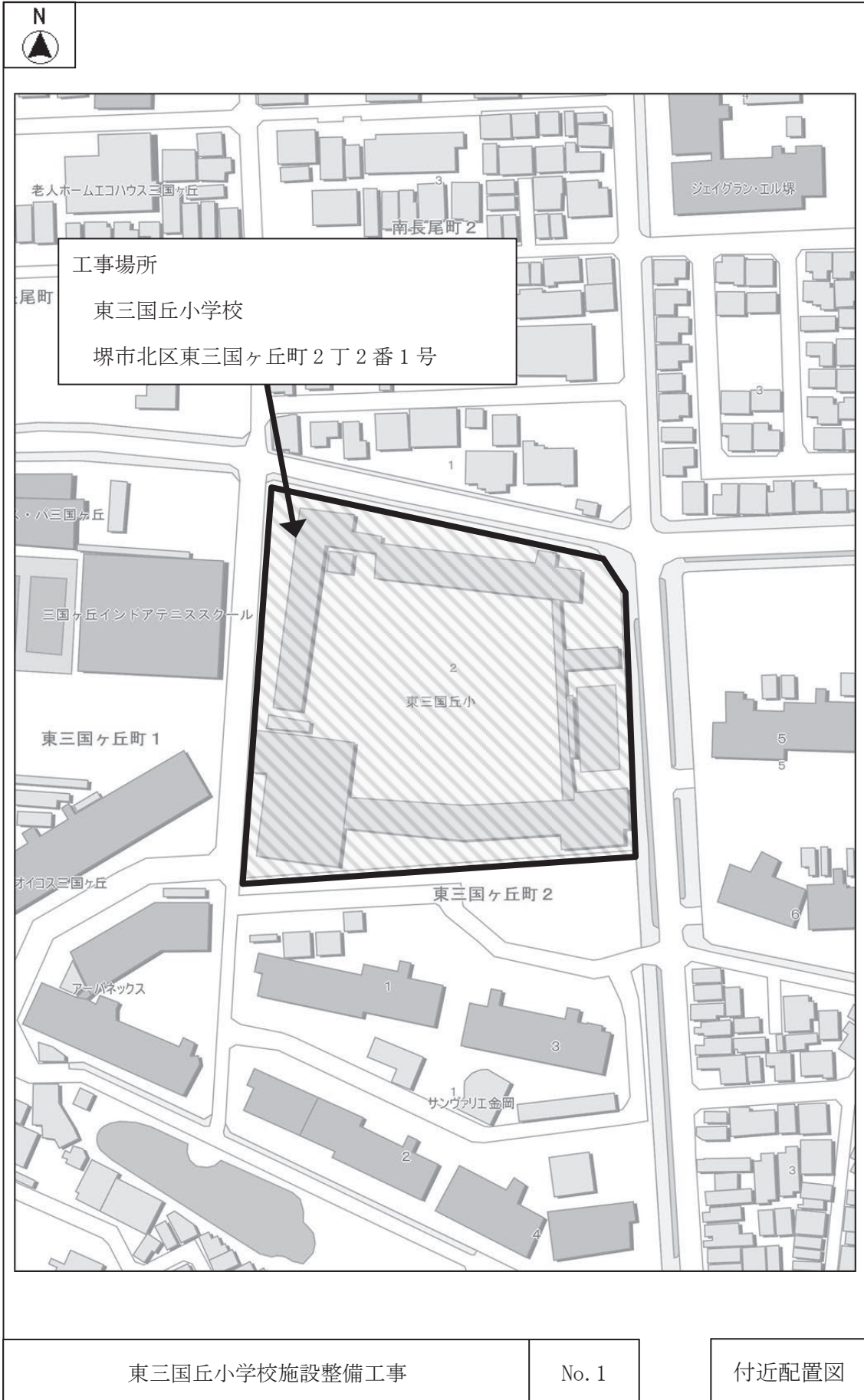
(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
照 建 株 式 会 社		260,300,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株 式 会 社 松 尾 組		260,477,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株 式 会 社 ダ イ ニ 工 業		260,888,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
久 栄 建 設 株 式 会 社		261,683,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株 式 会 社 今 重 興 産		261,705,000	低入札価格調査の結果、 落札者とならない
株 式 会 社 ユ ニ オ ン テ ッ ク		262,800,000	落札 (低入札価格調査の 結果)
関西グランドテック株式会社		264,000,000	
日 英 建 設 株 式 会 社		280,440,000	
日 野 建 設 工 業 株 式 会 社		290,000,000	
大 容 建 設 株 式 会 社		294,000,000	

株 式 会 社 隆 栄 建 設	295,900,000	
橘 建 設 株 式 会 社	辞退	
木 下 建 設 株 式 会 社	辞退	
株 式 会 社 泉 州 ヤ マ ト	辞退	
利 晃 建 設 株 式 会 社	辞退	
株 式 会 社 国 誉	辞退	
堺 土 建 株 式 会 社	辞退	

(備考) 予定価格 318,207,000 円、調査基準価格 294,159,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 大浜高層建替住宅建設工事
- 2 契約の相手方 堺市堺区永代町5丁1番10号
木綿麻・源建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社木綿麻建設
代表取締役 中東 栄
他の構成員 株式会社源建設工業
代表取締役 中東 陽子
- 3 契約金額 変更前 1,141,388,600 円
うち取引に係る消費税額等 103,762,600 円
変更後 1,166,075,174 円
うち取引に係る消費税額等 106,006,834 円
- 4 仮契約の日 令和6年4月24日

工事請負契約の変更について

- | | | | |
|---|---------|--|--------------|
| 1 | 変更する内容 | インフレスライド条項に基づく増額変更 | |
| 2 | 契約金額の変更 | 変更額（増） | 24,686,574 円 |
| | | うち取引に係る消費税額等 | 2,244,234 円 |
| 3 | 変更理由 | 国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。 | |

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 堺消防署庁舎改修ほか工事
- 2 契約の相手方 堺市西区宮下町12番1号
堺土建株式会社
代表取締役 下川 好隆
- 3 契約金額 変更前 687,634,200 円
うち取引に係る消費税額等 62,512,200 円
変更後 704,460,944 円
うち取引に係る消費税額等 64,041,904 円
- 4 仮契約の日 令和6年5月2日

工事請負契約の変更について

- 1 変更する内容 (1) インフレスライド条項に基づく増額変更
 (2) 工期延長に伴う必要経費の増額
- 2 契約金額の変更 変更額(増) 16,826,744 円
 うち取引に係る消費税額等 1,529,704 円
- 3 変更後の工事期間 令和4年12月21日から令和6年10月17日まで
- 4 変 更 理 由 国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第25条第3項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。また、地中障害物の撤去に期間を要したため、工期の延長を行う。工期延長に伴い、必要経費が増加した結果、増額となる。以上のことから、増額変更及び工期延長を行うものである。

物品の買入れについて

次のとおり、高規格救急自動車 4 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 大阪府堺市西区下田町 1 番 23 号
日産大阪販売株式会社 堺鳳店
店長 梅北 宗利
- 2 購入金額 80,300,000 円
うち取引に係る消費税額等 7,300,000 円
- 3 仮契約の日 令和 6 年 4 月 22 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和7年3月31日まで
- 3 入札執行日時 令和6年4月4日 午前10時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者 \ 経過	第1回	備考
日産大阪販売株式会社鳳店	73,000,000	落札
大阪トヨペット株式会社法人営業部	84,000,000	
株式会社阪和総合防災南大阪支店	96,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

物品の買入れについて

次のとおり、はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級）1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷口 裕和
- 2 購入金額 99,990,000 円
うち取引に係る消費税額等 9,090,000 円
- 3 仮契約の日 令和6年4月24日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年3月31日まで
- 3 入札執行日時 1回目 令和6年4月4日 午前10時15分
2回目 令和6年4月12日 午前10時15分
随意契約 令和6年4月24日
(根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者 \ 経過	第1回	第2回	随意契約	備考
株式会社モリタ関西支店	94,300,000	92,600,000	90,900,000	落札

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

損害賠償の額の決定について

車両事故に係る損害賠償の額について、次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,760,000 円

- 2 損害賠償の相手方 大阪府富田林市寿町 2-6-1
 大阪府富田林土木事務所
 所長 岡田 秀樹

損害賠償の額の決定について

令和 5 年 11 月 23 日 (木) 午前 6 時 40 分ごろ、堺市東区西野方面で発生した火災現場に向かうため、南消防署第 1 警防課職員の運転するはしご水槽付消防ポンプ自動車は国道 310 号を走行中、大阪狭山市池之原 3 丁目 564 番地地先 (三津屋新橋付近) において、三津屋新橋の欄干及びフェンスに衝突し、損傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,760,000 円で合意に至ったものである。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な経過地	付 記
ト291	陶器北73号線	中区陶器北796番7地先 中区陶器北796番11地先		開発に伴う寄付
ノ132	野尻66号線	東区野尻町445番7地先 東区野尻町449番1地先		〃
カ601	上87号線	西区上527番25地先 西区上527番9地先		〃
ハ1070	土師227号線	中区土師町4丁1663番17地先 中区土師町4丁1663番23地先		都市計画法第39条による 帰属
ヒ975	平井51号線	中区平井524番8地先 中区平井520番2地先		〃
フ705	深井中228号線	中区深井中町327番95地先 中区深井中町327番109地先		〃
ヒ977	日置荘西217号線	東区日置荘西町5丁297番20地先 東区日置荘西町5丁298番4地先		〃
カ359	草部230号線	西区草部1471番7地先 西区草部1471番6地先		〃
ハ1068	浜寺船尾西40号線	西区浜寺船尾町西2丁79番25地先 西区浜寺船尾町西2丁79番43地先		〃
ハ1069	浜寺船尾西41号線	西区浜寺船尾町西3丁356番1地先 西区浜寺船尾町西3丁356番27地先		〃
ヒ976	菱木243号線	西区菱木1丁2286番1地先 西区菱木1丁2286番12地先		〃

市道認定路線図

整理番号 ト291

50-16
陶器北

市立東陶器
幼稚園

陶器北73号線

796-7

796-11

小角
集会所

凡
例



認定道路

市道認定路線図

34-20

整理番号 /132

野尻町

野尻66号線

445-7

449-1

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 加601

上87号線

527-25

527-9

上集会所
共楽荘上たかね
すみれ
広場凡
例

認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1070

土師227号線

土師町
かきのき

1663-23

1663-17

土師町
くちなし
公園社会福祉法人
びのき才福社会

土師町 4丁

土師町
緑の
公園凡
例

認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㊦975

49-11

平井51号線

524-8

平井
ありんこ
広場

520-2

平井中学校

社会福祉法人南湖会
松の実園保育所

深阪

凡
例



認定道路

市道認定路線図

40-05

整理番号 7705

深井中町

深井中228号線

327-95

深井中町
住宅自治会

深井中町住宅
ちびっこ・老人憩いの広場

327-109

深井中町

深井中町

凡
例



認定道路

市道認定路線図

35-23

整理番号 ㊦977

日置荘西町
こぶし公園

日置荘西町
つばめ公園

日置荘西町 5丁

日置荘西217号線

297-20

298-4

日置荘田中町

日置

日置荘西町 5丁

凡
例



認定道路

市道認定路線図

47-12

整理番号 7359

草部230号線

1471-7

1471-6

山
地
部
署

あかつき幼稚園

原田

凡
例



認定道路

市道認定路線図

31-10

整理番号 ハ1068

浜寺船尾西40号線

79-25

79-43

船尾町西 2丁

凡
例



認定道路

市道認定路線図

32-06

整理番号 ハ1069

浜寺船尾ちびっこ
老人憩いの広場

浜寺船

浜寺 船尾町西

浜寺船尾西41号線

356-1

356-27

浜寺船尾町
くりんそう公園

浜寺 船尾町西 5丁

浜寺

船尾町西 3丁

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㋐976



大字中共有地処分について

次のとおり大字中共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所 在 地		地目	地積（㎡）		備 考
町 名	地 番		公簿面積	処分面積	
堺市東区石原町 2 丁	262 番 1	ため池	325	325	

2 処分者

中村町会

代表者 堺市北区中村町 83 番地 会長 寺内 義夫

3 処分の相手方

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目 25 番 2 号 株式会社フジタ内

合同会社堺石原開発

代表社員 株式会社フジタ 職務執行者 鎰谷 聡

4 処分金額

金 50,000,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字中共有地処分について

1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備 考
中村町会	50,000,000	地元公益事業費	24,000,000	
		水利権消滅補償費	16,000,000	
		堺市に対する納付金	10,000,000	20%相当額
計			50,000,000	

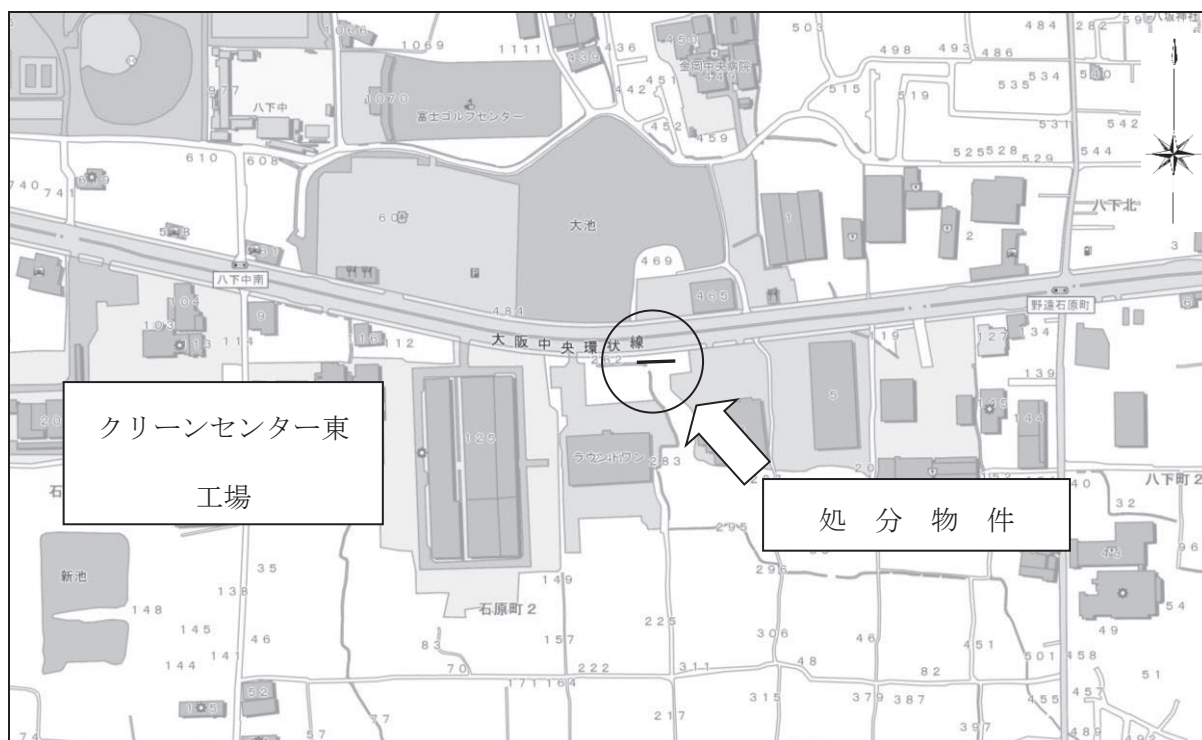
2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

3 登記の方法

本処分物件は地区共有財産であるが、全部事項証明書上の所有者は、「堺市」であるため、「譲与」を登記原因として議案書に記載の処分者に変更後、処分の相手方へ変更する。

処分物件所在地付近見取図



堺市市税条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 32 号

堺市市税条例の一部を改正する条例の専決について

堺市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の2を次のように改める。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の第14条、第17条（第5項、第8項及び第9項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の5第1項の規定の適用については、同項中「課した」とあるのは「附則第2条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第2条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

附則第2条の2の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第2条の2の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、第27条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の徴収及び第27条の2第3項の規定により普通徴収の方法によって徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、法附則第5条の11に定めるところによる。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の2の3 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第14条、第17条（第5項、第8項及び第9項を除く。）、法附則第3条の3第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年

度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第5条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第5条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)」附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)」附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第5条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第6条第1項ただし書中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改め、同条第4項を削る。

附則第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「令和3年改正前の堺市市税条例」を「堺市市税条例の一部を改正する条例(令和6年条例第26号)による改正前の堺市市税条例(附則第10条第4項において「令和6年改正前の堺市市税条例」という。)」に改め、「又は前条第4項の規定」を削る。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令

和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2. 5)」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 8 条の 2 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年改正法附則第 14 条第 1 項」を「令和 6 年改正法附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 8 条の 3 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第 10 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「令和 3 年度で」を「令和 6 年度で」に、「令和 3 年改正前の堺市市税条例」を「令和 6 年改正前の堺市市税条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行うものであること。

- (1) 令和 6 年度の個人の市民税について、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である納税義務者の所得割の額から特別税額控除額（改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 条の 8 第 5 項に規定する金額をいう。）を控除する措置等を講ずるもの
- (2) 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担について調整措置を継続して講じ、並びに令和 7 年度分及び令和 8 年度分において土地の価格の下落修正を行う措置を講ずるもの

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
31	6. 3. 29	201, 270	堺市西区 * * * * * * * * * *	* * * * * * *	令和4年9月2日(金) 午前8時30分ごろ、堺市 堺区協和町5丁481番地1 地先の歩道を相手方が自 転車で走行中、突如、落下 してきた市所有地内の植 栽の枝に乗り上げ、転倒 し、負傷したもの。
30	6. 3. 29	2, 964	堺市西区 * * * * * * * * * *	* * * * * * * (親 権 者) * * * * * * * * * * * * * *	令和4年9月2日(金) 午前8時30分ごろ、堺市 堺区協和町5丁481番地1 地先の歩道を父親が走行 中の自転車の後部座席に 乗車していたところ、突 如、落下してきた市所有地 内の植栽の枝に乗り上げ、 転倒し、負傷及びヘルメッ ト等を損傷したもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
42	6. 4. 25	93, 620	堺市北区 * * * * * * * * * *	* * * * * * *	令和5年12月18日(月) 午前7時30分ごろ、堺市 南区小代 623 地先におい て、相手方車両が市道和田 15 号線を走行中、対向車 とのすれ違いのため車両 を左端に寄せたところ、道 路上に張り出していた雑 木の枝と接触し、車両左側 を損傷したもの。
28	6. 3. 13	15, 200	大阪狭山市 * * * * * * * * *	* * * * * * *	令和5年12月21日(木) 午後2時ごろ、堺市中区東 山 858-1 地先水路敷にお いて、相手方車両が溝蓋上 を通行したところ、溝蓋が 跳ね上がり、右後輪タイヤ を損傷したもの。

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
38	6. 4. 25	28, 050	堺市堺区*** *****	*****	令和6年2月10日(土) 午前0時30分ごろ、堺市 堺区田出井町 2-1 地先 において、相手方が市道田出 井1号線を歩行中、インタ ーロッキングブロックの 段差に躓き転倒し、眼鏡等 を損傷したもの。
43	6. 4. 25	474, 650	和泉市*** *****	*****	令和6年3月6日(水) 午後6時30分ごろ、堺市 美原区小平尾 385-1 地先 水路敷において、相手方車 両が駐車場から里道に出 ようと水路を横断したと ころ、水路に掛かっていた 鉄板がずり落ち水路には まり、フロントバンパー等 を損傷したもの。

(サイクルシティ推進部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
36	6. 4. 22	74, 200	堺市北区*** *****	*****	令和5年11月2日(木) 午前11時20分ごろ、堺市 北区東浅香山町 2 丁 233 番地先路上において、自転 車対策事務所職員の運転 する本市車両が市道東浅 香山 31 号線へ進入するた め府道大堀堺線を横断し ようとした際、同府道を走 行する相手方バイクと接 触し、相手方を負傷させた もの。
29	6. 3. 28	34, 520	堺市西区*** *****	*****	令和5年11月22日(水) 午前10時20分ごろ、堺市 北区百舌鳥梅北町4丁167 番地先十字路付近におい て、自転車対策事務所職員 の運転する本市車両が十 字路に進入してきた相手 方自転車と接触し、負傷さ せたもの。

(中保健福祉総合センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
35	6. 4. 19	1, 793	堺市西区鳳中町 10 丁 11-1	な ご み の 家 鳳 中 町 施 設 長 森 岡 節 子	令和 6 年 1 月 9 日 (火) 午前 9 時 55 分ごろ、堺市 西区鳳中町 10 丁 11-1 に いて、中区地域福祉課職員 の運転する本市車両が駐 車場から出る際、相手方カ ラーコーンに接触し、損傷 させたもの。
34	6. 4. 18	15, 950	堺市西区**** *****	*****	令和 6 年 1 月 9 日 (火) 午前 9 時 55 分ごろ、堺市 西区鳳中町 10 丁 11-1 に いて、中区地域福祉課職員 の運転する本市車両が駐 車場から出る際、相手方ブ ロック塀に接触し、損傷さ せたもの。

(警防部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
39	6. 4. 25	23, 100	堺市東区**** *****	*****	令和 5 年 11 月 17 日 (金) 午後 5 時 40 分ごろ、堺市 堺区陵西通 3-24 地先にお いて、警防課職員が特別高 度救助工作車にて左側車 線を走行中、右側車線を走 行していた相手方車両が 左へ車線変更した際、本市 車両右側面と接触し、損傷 させたもの。

(中消防署)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
33	6. 4. 17	160, 600	堺市南区三原台 2 丁 7 番 2 号 ビューイスト泉 ヶ丘	ヴューイスト 泉 ヶ 丘 管 理 組 合 長 理 事 徹 浅 野	令和 6 年 1 月 16 日 (火) 午前 8 時 50 分ごろ、堺市 南区三原台 2 丁 7 番 2 号ヴ ューイスト泉ヶ丘におい て、中消防署救急隊員が曳 行するストレッチャーが 1 階共用廊下の手すりに 接触し、損傷させたもの。

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
44	6. 4. 30	836	堺市西区 * * * * * * * * * *	* * * * * * *	堺市立浜寺石津小学校 において、元学校事務職員 が、令和2年度から令和4 年度にわたり、保護者から 預かった学校徴収金の返 金分を横領し、また、令和 4年度において、保護者か ら学校徴収金を不正に徴 収して横領したことによ り、保護者の財産に損害を 与えたもの。
45	6. 4. 30	10, 440	堺市西区 * * * * * * * * * *	* * * * * * *	
47	6. 4. 30	557	愛知県清須市 * * * * * * * *	* * * * * * *	
46	6. 4. 30	2, 804	泉大津市 * * * * * * * * * *	* * * * * * *	

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
40	6. 4. 25	訴えの提起について	堺市西区***** **堺市営***** ***の住宅の明渡し並びに住宅使用料230,400 円及び住宅使用料相当損害金	堺市西区*** *** 堺市営**** ***	*****
41	6. 4. 25	訴えの提起について	堺市西区***** **堺市営***** ***の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市西区*** *** 堺市営**** ***	亡***** 相続財産

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 230,400 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料230,400 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和 5 年 6 月 25 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
48	6. 5. 1	大仙西町団地 5 棟ほか 2 棟 建替住宅建設 工事	大阪市浪速 区難波中1丁 目 13 番 8 号	シマ・杉本・照建 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 シ マ 代 表 取 締 役 高 山 雅 和 他 の 構 成 員 杉本建設株式会社 代 表 取 締 役 杉 本 洋 照 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 中 田 照 治	変更前 2, 470, 354, 447 円 (消費税額等 224, 577, 677 円) 変更後 2, 477, 652, 210 円 (消費税額等 225, 241, 110 円)

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
37	6. 4. 23	東三国丘小学 校校舎改築工 事	堺市堺区海 山町 2 丁 123 番地	株 式 会 社 隆 栄 建 設 代 表 取 締 役 嘉 陽 利 明	変更前 1, 358, 019, 949 円 (消費税額等 123, 456, 359 円) 変更後 1, 359, 943, 849 円 (消費税額等 123, 631, 259 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
7,297,763 円 (消費税額等 663,433 円)	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。 地中障害の撤去及び処分による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 また、掘削時に地中障害があることが判明したことから、地中障害の撤去及び処分を行うため、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
1,923,900 円 (消費税額等 174,900 円)	舗装工事の変更等による増額。	次期外構整備工事で予定していた、児童がより一層スムーズに移動できるようにする舗装工事の一部について、環境整備を早期に行えるよう本工事で前倒し施工するため増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

**令和 6 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 1）**

令和 6 年 5 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号 1-B2-24-0032
